

## 観光振興検討部会政策提言

テーマ：「観光立県しまねの観光振興策について」

### I はじめに

観光は21世紀のリーディング産業と言われ、我が国の経済、雇用、地域の活性化に大きな影響を及ぼすものであります。

本県においては、昨年3月、議員提案により「しまね観光立県条例」を制定し、観光を本県の主要な産業と位置づけ、県民との協働による「観光立県」の実現を目指して、広域観光の推進や観光資源の発掘の支援などを積極的に進めていくことにしました。

県では今年7月、この条例の趣旨を踏まえて、地域の特性に応じた観光戦略に基づき、市町村や観光関係団体はもとより、県民の方々と連携を図りながら取組を進めるため「しまね観光アクションプラン」を策定し、各市町村の観光戦略との整合性を図りながら、観光立県に向けた取組を進めておられます。

昨今の県内情勢を見ると、2年前の石見銀山の世界遺産登録以来、出雲大社の平成の大遷宮、NHK連続ドラマ「だんだん」の放映など、島根県の観光産業を後押しする大きな追い風が吹き、観光客入り込み延べ数は5年連続の増加となり、平成20年は過去最高の2,870万人となりました。

しかし、昨年秋以降の世界的経済不況の影響や新型インフルエンザの国内感染の拡大など、観光を取り巻く状況は大変厳しい状況であり、今後の動向が大変気になるところであります。

このため、県では、今年度の6月補正予算で、「観光立県しまね推進事業」に、8億1千万円の積極予算を組み、県外に向けた島根の魅力の情報発信強化や、観光案内サイン等の観光基盤の整備などに取り組んできています。

市町村においても、それぞれが主体となって地域の魅力を生かした観光振興に向けた取り組みが見られます。また、「神話の国縁結び観光協会」など、県内各地域において市町村の枠組みを超えた連携により地域イメージを全国へ向け情報発信し、誘客活動を積極的に展開されています。

今後、観光消費額を増やし、本県産業全体の振興につなげるためには、観光入り込み客数を増やすことはもとより、島根の食や温泉、自然、神話などを観光素材として積極的に活用することや、宿泊を伴う長期滞在型旅行の推進、PRの拡充などにより、誘客活動を強化していく必要があります。

また、観光客の島根への来訪意欲をさらに高めるためには、高速道路や航空路などの交通網の整備・拡充対策が不可欠であります。

これらの対策は、課題が広範にわたっていることや、地域によって事情が異なることから、県、市町村の担当部局が一層の連携を図りながら、個別の課題について、きめ細やかな対応を進めていく必要があります。

については、観光立県しまねの観光振興策として、下記の点について提言を行うものであります。

## II 政策提言

### 1 観光に関する広域連携の強化について

高速道路など交通網の整備により観光の広域化が進んでおり、県全体の交流人口の増加を図るため、県が率先して市町村間連携のリーダーシップを取り、近隣各県等との連携推進などの取り組みを強化すること

### 2 地域の観光素材を活用する取り組みの支援について

地域を愛する人や団体が主体となった、県内各地の自然・歴史・文化・食・温泉など、特色のある地域資源を活かした取り組みを支援すること

また、個人や家族旅行が増加している現状を踏まえ、着地型旅行商品の開発や、旅行者と地域との交流・体験などを盛り込んだ1週間程度の旅行プランを検討するなど、県内での滞在時間の拡大強化を図ること

### 3 積極的な観光情報の発信について

テレビ、インターネットや旅の雑誌等の効果的な活用による情報発信の強化・拡充を図るとともに、観光客誘致対策を含めて島根の認知度を高める効果的な施策を展開すること

### 4 人材育成の推進について

各地域の多様な観光資源の発見や掘り起こし、魅力付加のため工夫・改善しようとしている人材を育成するための支援を行うこと

### 5 外国人観光客の誘致推進について

政府が戦略として進めるビジット・ジャパン・キャンペーンに呼応し、インバウンドによる誘致活動や、観光案内板はもとより道路標識、パンフレット等に外国語表記の拡大を図ること

また、観光従事者の英語・中国語・韓国語の習得のための支援について考慮すること

## 6 テーマを絞った中・長期的な施策の推進について

平成24年の古事記編纂千三百年、平成25年の出雲大社正遷座を機に、魅力ある歴史・文化を活用した観光客誘致を図るため、県をはじめ、市町村、民間団体等が一体となった広報宣伝や企画事業を推進すること

## 7 観光振興推進体制の整備について

上記のような観光振興施策の推進にあたっては、歴史・文化の観光資源としての活用、エコツーリズムや農山漁村での体験交流、教育旅行など、資源の活用形態が多岐にわたるため、総合的、機動的な取り組みが行えるよう、戦略本部の設置や関係部局による横断的な推進体制を整備するとともに、市町村等における推進体制の充実強化を早期に誘導すること